丹波市子ども読書活動推進計画
（第３次）



令和３年(2021 年) ３月

丹　　波　　市

丹波市子ども読書活動推進計画（第３次）目次

第１章　第３次計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　１．子どもの読書活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　２．計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第２章　第３次計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　１．計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　２．計画推進期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　３．計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　４．基本的方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第３章　第２次計画の成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　１．家庭・地域における子どもの読書活動の成果と課題・・・・・・・・・・7
　２．子育て支援施設等における子どもの読書活動の成果と課題・・・・・・9
　３．小・中学校における子どもの読書活動の成果と課題・・・・・・・・・10
　４．図書館における子どもの読書活動の成果と課題・・・・・・・・・・・12

第４章　第３次計画推進のための具体的な取組　　・・・・・・・・・・・・16
　１．家庭・地域における子どもの読書活動の具体的な取組・・・・・・・・16
　２．子育て支援施設等における子どもの読書活動の具体的な取組・・・・17
　３．小・中学校における子どもの読書活動の具体的な取組・・・・・・・・18
　４．図書館における子どもの読書活動の具体的な取組・・・・・・・・・・20

第５章　第３次計画推進のための関係機関等の連携・協力・・・・・・・・・24

第６章　第３次計画推進のための啓発・広報・・・・・・・・・・・・・・・・27

用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

資料　１　丹波市子ども読書活動推進計画目標値・・・・・・・・・・・・・31
　　２　丹波市子ども読書活動推進会議設置規程・・・・・・・・・・・・・32
　　３　丹波市子ども読書活動推進会議委員名簿・・・・・・・・・・・・・33
　　４　丹波市子ども読書活動推進計画（第３次）策定の経過・・・・・・34

第１章　第３次計画策定にあたって

１．子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするなど、人生をより深く生きる力を身に付けるうえで欠くことのできないものです。読書によって培われた力は、子どもの持つ無限の可能性や夢を広げ、これからの時代の担い手となる子どもの成長にとって大きな糧となります。

子どもの頃に本を読む楽しさを知り、本に親しむことが、生涯にわたる読書習慣の基礎となり、自ら学ぶ意欲を育てることにつながります。

そうした観点から、子どもの読書活動を推進していくことは重要であり、社会全体の問題として、家庭・地域・学校・図書館等が、それぞれの分野で担うべき役割を認識したうえで、相互に連携をしながら子どもの主体的な読書活動を支えるための条件整備に取り組んでいくことが必要です。

２．計画策定の背景

子どもたちを取り巻く環境は、情報通信手段の普及により容易に多様な情報に触れることが可能な社会となり、利便性が向上した反面、家庭でのインターネット、スマートフォン、ＳＮＳ等の利用により、乳幼児期から本に親しむ機会や時間がなくなるなど、電子メディアの普及が子どもの読書環境に影響をあたえている可能性にも言及され、子どもの「読書離れ」が一層指摘されています。

令和元年５月に全国学校図書館協議会と毎日新聞が共同で行った第 65 回学校読書調査によると、児童生徒の１カ月の平均読書冊数は、小学生は 11.3 冊、中学生は 4.7 冊、高校生は 1.4 冊で、１カ月に１冊も本を読まなかった「不読者」の児童生徒の割合は、小学生は７％、中学生は 13%、高校生は 55%という結果になっています。依然として、小中高と進むにつれ読書から遠ざかる傾向に変わりがない状態となっています。一方、スマートフォンやタブレット、ゲーム機の使用時間は、３時間未満が小学生で 83%、中学生で 78%、高校生で 76%と一定時間を割いている状況となっています。また、「家の人と読んだ本の話をするか」を尋ねた「子どもの読書と大人との関係」では、小中高生とも「話をする」層は「話をしない」層に比べて読書量が多い結果となっており、子どもに自発的に本を手に取ってもらうためには、大人が本を読む姿や、本の話題などを通じて、間接的に読書の楽しみを伝えることに意味があると示されています。

国は、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるように、平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、平成 14 年８月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的

な計画」（第１次）を策定、平成 20 年３月に第二次計画、平成 25 年５月に第三次計画、平成 30 年４月に「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、現在これに基づいた取組が進められています。

兵庫県においては、国の基本計画に基づき、県民全体が子どもの読書活動の重要性を理解し、子どものそれぞれの発達段階に応じた読書活動ができるよう、家庭、地域、学校等がそれぞれの役割を果たすとともに、連携・協力による子どもの読書環境づくりを進めるために、平成 16 年３月に「ひょうご子どもの読書活動推進計画」を策定し、県内市町における子どもの読書活動の推進と計画を策定する際の基本となるものとして位置づけました。また、平成 21 年９月に「ひょうご子どもの読書活動推進計画（第２次）」、平成 27 年３月に「ひょうご子どもの読書活動推進計画（第３次）」を、令和２年３月には、「読書を通じて、豊かな心の育成を旨とし、子どもの本への関心を高め、読書習慣の定着を図る」ことを基本方針とした「ひょうご子どもの読書活動推進計画（第４次）」を策定しております。

丹波市においては、平成 23 年１月に「丹波市子ども読書活動推進計画」を策定、平成 28 年５月に「丹波市子ども読書活動推進計画（第２次）」を策定し、子ども読書環境の整備に取り組むとともに、子どもの読書に関する様々な活動に取り組んできました。第２次計画が令和２年度をもって終了することから、国や県の動向、丹波市の推進計画期間における状況や課題を踏まえ、第３次推進計画を策定するものです。

なお、この計画は「第２次丹波市総合計画（後期基本計画）」の分野別計画の性格を持つものであり、「第２次丹波市教育振興基本計画」など、他計画と整合性を図ります。

〈国の基本的な計画〉

「第四次　子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成 30 年度～令和４年度）

はじめに

第１章　第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況

　Ⅰ 子供の読書活動に関する取組の現状

　　１ 家庭・地域における取組

　　２ 学校等における取組

　Ⅱ 子供の読書活動を取り巻く情勢の変化

　　１ 学校図書館法の改正等

　　２ 学習指導要領の改訂等

　　３ 情報通信手段の普及・多様化

第２章 基本的方針

　Ⅰ 子供の読書活動に関する課題

　Ⅱ 子供の読書活動に関する課題の分析と取組の方向性

第３章 子供の読書活動の推進体制等

　Ⅰ 市町村の役割

　Ⅱ 都道府県の役割

　Ⅲ 国の役割

第４章 子供の読書活動の推進方策

　Ⅰ 発達段階に応じた取組

　Ⅱ 家庭における取組

　Ⅲ 地域における取組

　　１ 図書館

　　２ その他

　Ⅳ 学校等における取組

　　１ 幼稚園，保育所等

　　２ 小学校，中学校，高等学校等

　Ⅴ 子供の読書への関心を高める取組

　Ⅵ 民間団体の活動に対する支援

　　１ 民間団体の役割

　　２ 民間団体の活動に対する支援

　Ⅶ 普及啓発活動

　　１ 普及啓発活動の推進

　　２ 優れた取組の奨励

〈県の推進計画〉

「ひょうご子どもの読書活動推進計画（第４次)」（令和２年度～令和５年度）

はじめに
　１ 計画の性格
　２ 計画の期間及び運用
第１章 第３次計画の実績と課題
　１ 総括
　２ 主な取組指標の状況
第２章 社会環境等の変化
　１ 学校図書館法の改正等
　２ 学習指導要領の改訂等
　３ 読解力の低下について
　４ 情報通信手段及び出版形態の多様化による読書活動の変容
　５ 読書の有効性についての動向
第３章 ひょうご子どもの読書活動のめざす姿
　Ⅰ 基本的方針
　　１ 基本方針
　　２ 目標設定
　　３ 第３期ひょうご教育創造プランの目標と読書活動との連関
　　４ 第４次計画の取組の指標
　Ⅱ 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進
　　１ 発達段階に応じた読書活動の推進
　　２ 家庭における読書活動の推進
　　３ 地域における読書活動の推進
　　　３－１ 公立図書館等における読書活動の推進
　　　３－２ 社会教育関係団体等における読書活動の推進
　　４ 学校等における読書活動の推進
　　　４－１ 幼稚園・保育所等における読書活動の推進
　　　４－２ 小学校・中学校における読書活動の推進
　　　４－３ 高等学校における読書活動の推進
　　　４－４ 障害のある子ども、外国につながりのある子ども等の読書活動の推進
　　　４－５ 学校図書館の機能強化
　　　４－６ 子どもの読書活動を支える人的体制の整備
　Ⅲ 子どもの読書活動に関する支援体制の充実
　　１ 子どもの読書活動を推進するための全県的な取組の推進
　　２ 各種推進団体の支援等

第２章　第３次計画の基本的な考え方

１．計画の目的

「丹波市子ども読書活動推進計画（第３次)」は、国及び兵庫県の計画と「丹波市子ども読書活動推進計画（第２次)」での取組の成果と課題を踏まえ、子どもの読書活動にかかわる機関等が連携・協力をし、丹波市の将来を担う子どもの読書活動を推進することを目的に策定します。

第３次推進計画では、第１次推進計画からの３つの基本的方針（下記）を継続し効果的に推進するために、さらなる子どもの読書活動に取り組んでいきます。

２．計画推進期間

この計画の期間は、令和３年度から令和７年度までの５年間とします。

なお、計画期間中においても必要に応じ見直しを行うものとします。

３．計画の対象

この計画は、おおむね 18 歳以下のすべての子どもと、子どもの読書活動の推進にかかわる保護者や大人、ボランティア、行政関係者などを対象とします。

４．基本的方針

（１）子どもの読書環境の整備・充実

すべての子どもたちに、読書のきっかけとなる様々な場や親しむ機会を提供し、自由に、また自ら進んで読書を行う態度や習慣を身につけることができるよう、読書環境の整備と充実を図ります。

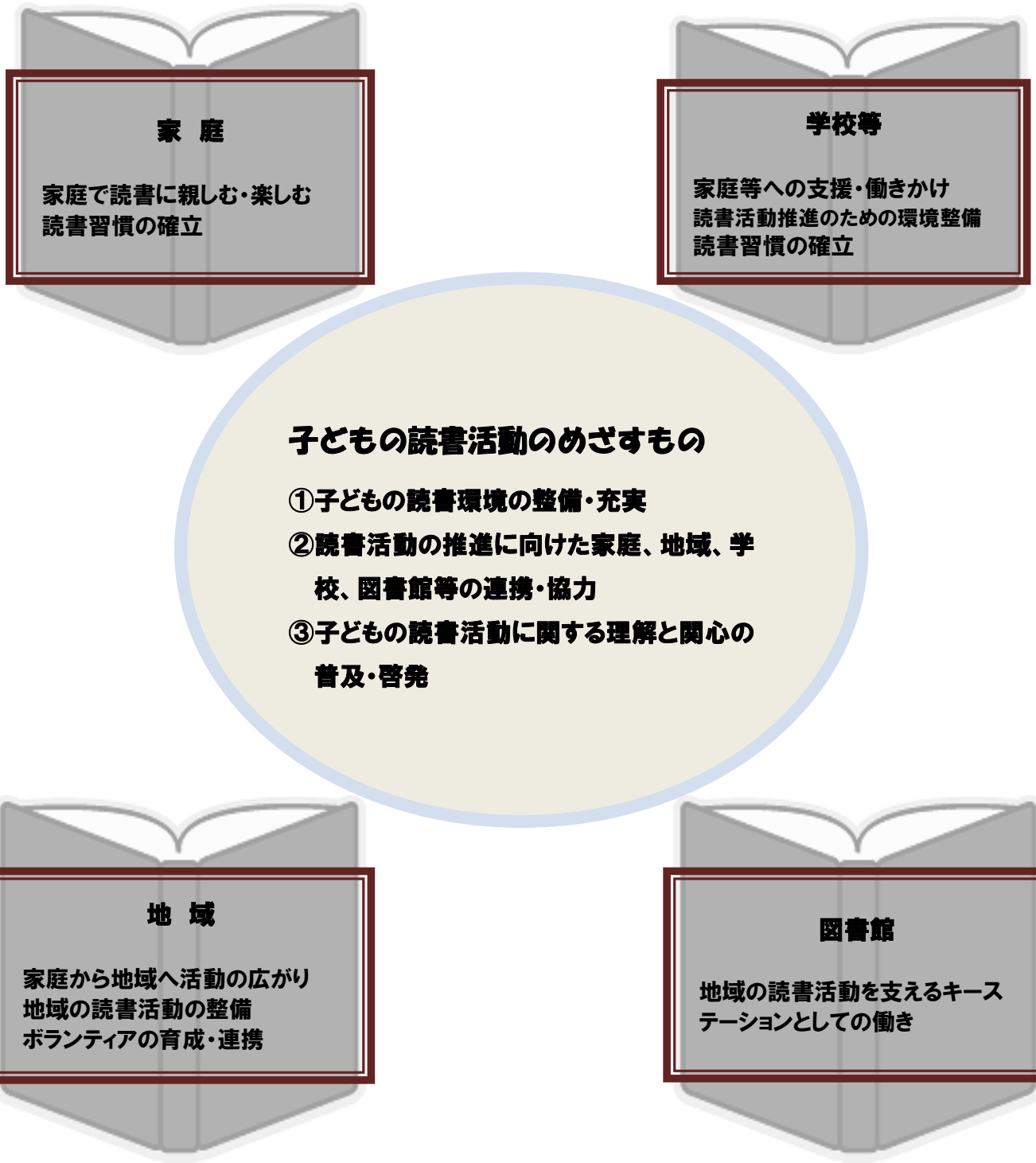
（２）読書活動の推進に向けた家庭、地域、学校、図書館等の連携・協力

家庭、地域、学校、図書館等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協力し、社会全体が一体となって、子どもの自主的な読書活動を支援・推進するための体制を整備します。

（３）子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

子どもだけでなくまわりの大人に対しても、子どもの読書活動に対する理解を深め、関心を高めてもらうために、さまざまな普及・啓発活動を展開します。

子どもの読書活動のめざすもの



第３章　第２次推進計画の成果と課題

１．家庭・地域における子どもの読書活動の成果と課題

【家庭における成果】

（１）ブックスタート事業の継続推進

乳幼児期に、より多くの本に親しむ機会を持つためには、保護者の意識の向上が大切です。このため、母子手帳交付時や健診時におけるブックスタートで、絵本の展示やおすすめ絵本の紹介、図書館の利用案内等の説明を行っています。また、あわせて絵本を通した親子の触れ合い、本との出会いの大切さを伝えています。ブックスタートが魅力ある内容となるように配布する絵本にも工夫を行いました。



ブックスタート事業

◆保護者*を対象に行った「子どもの読書環境に関するアンケート」結果

（*10 か月児相談、１歳６か月児健診、３歳児健診に来所された保護者）

アンケート内容		H27	R２
ブックスタートは良いこと（うれしい）と思う		100%	96.8%
本の活用度	よく活用している	44.6%	57.6%
	時々活用している	53.9%	35.5%
	活用していない	1.5%	6.9%
図書館の利用	４か月児健診後図書館を利用	21.5%	12.6%
	今後（近々）利用する予定	38.5%	47.5%
	利用しようと思わない	10.8%	8.3%
	（すでに利用済み）	21.5%	23.2%
	無回答	7.7%	8.3%
子どもの図書館カードを作成した		26.2%	12.6%

（２）家庭での読み聞かせの普及

①地域や図書館で開催されるおはなし会に親子で参加することで、絵本やおはなしを楽しむ体験ができ、家庭内でも読み聞かせを行うきっかけとなり、親子で楽しい時間を持つことができた。

②図書館のホームページや図書館内で家読（うちどく）用図書の紹介展示を行い、家庭読書の日（毎月 23 日）の啓発と家読（うちどく）の普及を行いました。

（３）図書館利用の啓発

①母子手帳の交付時や赤ちゃん訪問時に、図書館のチラシが掲載された冊子を手渡しました。

②子どもの健診・相談日の待合室に、各年齢に合わせた絵本を準備し自由に読んでもらい、絵本に親しむことや図書館を利用してもらうきっかけづくりを行いました。

【地域における成果】

（１）ボランティアの育成と連携

子どもたちが絵本や物語の世界を楽しむことができるように、本を読み聞かせたりお話を語ったりするボランティアを育成するための講座を開催しました。

（２）読み聞かせ活動の充実

読み聞かせボランティアグループと連携し、各地域の図書館や住民センター等で定期的におはなし会を開催しています。また、学校や地域から直接ボランティア者に依頼があり、学校、地域での読み聞かせ活動が実施されています。

（３）図書資料（地域文庫）の充実

自治協議会が地域へ古本の提供を呼びかけ、地域施設に文庫が設置されました。

（４）図書館利用の啓発

ブックスタート事業において、図書館職員と図書館サポーターが合同で、赤ちゃんの保護者に子どもの読書の啓発と図書館の利用促進のＰＲ活動を行いました。

【課題】

（１）家庭での読み聞かせの普及

家庭読書の日（毎月 23 日）の啓発周知が、充分にできていると言えません。全市民、市内の全学校に対して、家庭読書の日（毎月 23 日）を周知する仕掛けが必要です。

（２）ボランティアの育成と連携

読み聞かせボランティアグループの活動に参加するメンバーが減少しています。特に若い世代のメンバーが少ないことから、グループの存続にも課題があります。

（３）図書資料（地域文庫）の充実

図書館と地域文庫で子どもの読書活動についての連携が図れていないケースがあります。

（４）図書館利用の啓発

子どもの保護者や祖父母、子どもの読書に関係する大人の多くに、子どもの読書の大切さや図書館の利用促進の周知が充分にできていないことが課題です。

２．子育て支援施設等における子ども読書活動の成果と課題

【成果】

（１）認定こども園等

①子どもが絵本に出会い、親しみ、楽しむ機会を持てるように、絵本の充実に努め、日常の保育の中に常に絵本が身近にある環境を心がけています。

②園だよりなどを通じて、読み聞かせの意義について知らしめ、絵本の貸出活動を通じ本に対する興味が高まる取組を行いました。

③保育教諭等が読書活動を行ううえで必要となる知識や情報、読み聞かせの技術等について研修を行っています。

（２）子育て学習センター

①保護者が乳幼児期からの読書の大切さや読み聞かせの必要性を学ぶために、読み聞かせボランティアの協力を得て、乳幼児親子を対象に絵本の読み聞かせを行っています。

②家族が読書をする姿を目にすることができるように、保護者や家族への読書活動の啓発を行うため、親子で楽しく絵本に触れる機会作りや保護者が子どもとスキンシップを図りながら様々な絵本を知る機会を提供しました。

（３）児童館

親子で絵本を楽しめる場所を提供し、保護者にも読書の楽しさを伝える啓発活動として、来館した親子に図書コーナーの利用を通じて絵本の楽しさを共有してもらえる時間を設けました。

（４）アフタースクール

①絵本や物語だけでなく子どもの興味に合わせた図鑑や紙芝居、折り紙、工作の本などを購入し、児童があらゆる図書に親しめる環境を作りました。

②指導員が読書活動を推進するために必要な知識や情報の取得と、読み聞かせ技術の向上を図りました。

【課題】

（１）認定こども園等

①市立図書館を活用しながら絵本の充実に努めていますが、園だけで絵本を充実させるのが難しい状況となっています。

②家庭によって読書意識に温度差があるため、充分な読み聞かせが行えず貸出絵本を活用できていない家庭があります。

③保育教諭等が読書活動に必要な知識、技術の向上を図っていますが、研修時間を充分に確保することが難しい状況にあります。

（２）子育て学習センター

子どもだけでなく、保護者にも読書の楽しさをわかってもらうような啓発活動が必要です。

（３）児童館

①自由に絵本に触れられる環境づくりとして、季節や行事、年齢に応じた図書の充実が必要です。

②読み聞かせなどに特化した事業が実施できなかったことが課題となっています。

（４）アフタースクール

指導員の読書活動にかかわる知識や技術の向上を図っていますが、充分な研修時間を確保することが難しい状況となっています。

３．小・中学校における子どもの読書活動の成果と課題

【成果】

（１）小学校

①朝の読書タイムや全校一斉の読書活動時に、読み聞かせボランティアや地域ボランティアによる読み聞かせとブックトークの実施により、児童が本に親しみ、読書意欲を高める取組を行いました。

②身近に本がある環境づくりとして、市立図書館より定期的に本を借受けています。地域ボランティアの方に配送を担っていただき、各学級に図書を

配置する取組も行っています。

③家庭読書の日を設定したり、保護者の方にも家庭読書記録カードに読書の様子や感想を記入してもらうなど、家庭での読書を習慣づけるために各校が工夫した取組を行っています。

④読書通帳を活用し、読書記録を記入することにより意欲づけを行いました。

⑤学校図書サポーターの配置や地域ボランティアの活動により本の紹介コーナーの設置や掲示物の工夫、図書室の整理など、学校図書館が魅力ある場所となるよう環境整備を図りました。

⑥学校、教育委員会、図書館が連携して「読書マイスター」の認定や読書マイスターが「みんなにすすめたい一冊の本」を紹介するＰＯＰの展示を行い、児童の読書意欲の向上と読書活動の活性化を推進しています。

（２）中学校

①継続して朝の 10 分間読書など全校一斉の読書活動に取り組んでいます。

②各学校で図書委員会が中心になり、ＰＯＰの作成、校内放送での本の紹介、図書館だよりの発行、展示の企画などに取り組んでいます。

③利用しやすい図書館とするためにコンピューターによる管理が導入された学校や開館時間に工夫をした学校があります。

④市立図書館と連携し調べ学習用図書の充実を図り、本から知識を得る方法を身につけるための学習を進めることができました。

⑤読書習慣が確立するように、１年生に読書通帳を配布し意識づけを行いました。

⑥学校、教育委員会、図書館が連携して「読書マイスター」の認定や読書マイスターが「みんなにすすめたい一冊の本」を紹介するＰＯＰの展示を行い、生徒の読書意欲の向上と読書活動の活性化を推進しています。

【課題】

（１）小学校

家庭によって読書に対する温度差があり、読書に積極的でない子どもや家庭

での読書習慣がない児童が見受けられます。

（２）中学校

①利用者が増えた学校もありますが、学校図書館を利用する生徒の固定化が見受けられます。

②学校図書館に専任の司書教諭が配置されていない中で、図書担当教諭の負担が大きくなっています。

③読書通帳の活用について、紛失してしまう生徒も多く上手く活用できていないことが課題となっています。

４．図書館における子どもの読書活動の成果と課題

【成果】

丹波市立図書館は、中央図書館を中心に、柏原・青垣・春日・山南・市島の５分館の計６館が一体となって市内全域へ図書館サービスを展開しています。

児童サービスを図書館運営の大きな柱と位置付け、子どもの発達段階に応じた選書、子どもの読書活動を推進する事業の開催（おはなし会、子ども司書養成講座、夏休み一日図書館員、折り紙教室等)、子どもの本についての相談対応、お薦めの本を紹介する「よもよもシリーズ」の冊子作成・配布、子どもの読書活動に関する講座の開催、読み聞かせボランティアグループの養成や支援などの子どもの読書活動を進める取組を幅広く行いました。

また、学校等への調べ学習資料の提供や図書資料の団体貸出も積極的に行っています。

◆図書館での児童書の団体貸出冊数推移

平成 23 年度	平成 27 年度	平成 29 年度	令和元年度
28,136 冊	46,818 冊	44,232 冊	45,406 冊

（１）講座・行事の充実

①子ども司書養成講座

平成 25 年度から小学４年生から６年生を対象に、読み聞かせや本の紹介など読書活動のリーダーとして活躍する子どもを養成しています。平成 25 年度から令和元年度までに 72 名の子どもたちを「子ども司書」として認定しました。

また、認定された子ども司書が地域で開催されるおはなし会などに参加し、読み聞かせを行う活動も行っています。

②ビブリオバトル

平成 26 年度から開催しています。一般・高校生と中学生の部を設け、中学生にも読書活動の発表の場となる取組を行っています。



ビブリオバトル

③夏休み一日図書館員

小学４年生から中学生を対象としています。図書館の仕事を一日体験することで、図書館への親しみと図書館の役割について理解を深める機会となっています。

④大きなおはなし会

毎年、各図書館や地域で読み聞かせボランティアとして活動しているグループが集まり、読み聞かせやパネルシアター、ストーリーテリングなどを行っています。



大きなおはなし会

⑤講座の開催

子どもの読書活動を手助けする保護者やボランティアに向け、毎年講座を開催しています。

（２）関係機関との連携

幼児・児童・生徒の図書館見学や職場体験等の受け入れに努めています。また、読書の楽しさを伝えるために学校や関係機関の施設で、職員やボランティアによる読み聞かせやブックトークを実施しています。

（３）図書館情報の提供

話題図書の展示やおすすめ本の紹介、各種イベントの情報等について、ポスター、チラシによる周知と図書館ホームページや広報誌などによる情報提供に努めました。

（４）読書通帳の配布

平成 27 年度から読書通帳を小・中学校や図書館、関係機関で無償配布しています。読んだ本の題名や感想を記入することで、読書の記録を残し、読書の履歴がわかるとともに、読書量や分野を可視化できる取組です。読書通帳に記録が増えることより、達成感を味わうことができ、さらに読書意欲の向上につながっています。

（５）児童書の充実・環境整備

第２次計画期間中の４年間（令和２年度分未集計）において、8,647 冊の資料を受入れ児童書の充実を図りました。

また、図書館サポーターの活動で児童書コーナーに飾りつけを行い読書環境の整備にも努めました。



児童書コーナーの飾りつけ

◆市立図書館

児童書蔵書冊数・児童書貸出冊数の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
児童書蔵書冊数	111,212 冊	114,456 冊	116,834 冊	119,859 冊
児童書貸出冊数	177,812 冊	175,036 冊	177,867 冊	183,366 冊

【課題】

子どもの読書活動を推進するには、子どもの身近なところにたくさんの図書と本のことを良く知った図書館職員が居て、本のことについて相談すると的確に案内してくれる「人」の存在が欠かせません。

また、図書館は、子どもたちの知的好奇心を満たし、学習を助け、子どもたちの一生の友となる「本」との出会いを提供することも大切な役割です。子どもたちの健やかな成長を支える質のよい図書資料を揃え、子どもと本を結びつけるための働きかけを、図書館内外で積極的に行う必要があります。

（１）図書館利用の拡大

令和２年３月 31 日時点の０歳から６歳までの登録者率は 18.0％ですが、実際に図書を借りられている有効登録者率は 13.2％となっています。この年齢層の図書館利用は保護者同伴であるため、保護者のカードを利用して絵本を借りられている可能性もありますが、ブックスタート事業等を通じて赤ちゃんからカードを作れることをさらに周知していく必要があります。

中・高生では登録者率は 70％から 80％台ですが、実際に図書館を利用している有効登録者率は中学生で 19.4％、高校生では 10.9％と減ってしまいます。年齢が上がるにつれて、勉強や部活などで読書の時間がとれないこともありますが、図書館へ行ってみようという魅力ある仕掛けづくりが必要となっています。

◆０歳から 18 歳までの人口・図書館登録者数推移

	平成 21 年度 (H22 年３月末)	平成 27 年度 (H28 年３月末)	令和元年度 (R２年３月末)
０歳～18 歳人口	12,689 人	11,163 人	10,017 人
０歳～18 歳登録者数 (登録者率＝登録者数／人口)	7,448 人 (58.7%)	6,447 人 (57.8%)	5,434 人 (54.2%)

（人口は、丹波市は行政区年齢別人口より）

◆年代別登録者率・有効登録者率（令和２年３月 31 日現在）

	０歳～６歳	７歳～12 歳	13 歳～15 歳	16 歳～18 歳
登録者率	18.0%	59.4%	78.4%	85.9%
有効登録者率	13.2%	35.1%	19.4%	10.9%

※第３次計画では、登録者率＝登録者数／人口、有効登録者率＝実利用登録者／人口を記載します。（第２次計画では、登録者数の内の実利用者の率を記載していました。）

（２）ヤングアダルト図書の充実

読書離れの傾向が強い中高生向けに、本の充実と図書館での心地よい居場所作りを進め、ティーンズが本に親しむ機会を増やす必要があります。

（３）ボランティア活動への支援

ボランティアグループとの連携を図り、地域での読み聞かせやボランティア活動を支援するために、新会員の育成や読み聞かせの知識や技術を習得できる講座や研修会を開催し、ボランティア活動者の育成と支援を行う必要があります。



第４章　第３次計画推進のための具体的な取組

１．家庭・地域における子どもの読書活動の具体的な取組

家庭は、子どもが最初に本に出会い、読書の喜びを味わい、読書習慣を形成していく場です。幼い子どもが物語の楽しさを知るには、お話をしてくれる人や、本を読んでくれる人の存在が欠かせません。

子どもの読書習慣は、日常生活を通じて形成されるものであり、読書が生活の中の一部に位置付けられ、継続できるようにする親の姿勢が求められるとともに地域ぐるみの読書活動の推進が必要です。

家庭や地域における読み聞かせや、親と子どもが一緒に読書をする家読（うちどく）等の取組を行い読書に対する興味や関心を引きだし、読書習慣が自然に身につくような働きかけが望まれます。

（１）家庭における子どもの読書活動の具体的な取組

子どもの読書習慣の形成に家庭の役割は重要です。特に、乳幼児期においては、身近な人の声を通して言葉に出会い、絵本やおはなしを楽しむことにより豊かな心を育んでいきます。そのためにまず親が絵本やおはなしの楽しさや読書の大切さについて理解を深めること、そして、家庭に本があり、親や家族の大人が読書をする姿を身近に見せるという家庭の読書環境が大切です。また、妊娠期が読書習慣のスタートとなるように、親子のコミュニケーションの大切さや絵本の読み聞かせの必要性についての情報提供等を行います。

①ブックスタート事業の継続推進を図ります。

②図書館や子どもの読書にかかわる施設と連携し、読み聞かせに関する情報や絵本リスト等を活用し家庭での読み聞かせの普及に努めます。

③図書館等からの家庭読書の日（毎月 23 日）の啓発、家読（うちどく）普及のための情報を積極的に収集し、家庭での読書活動が普及するように努めます。

④図書館で開催する様々なイベントを通じて、子どもたちに図書館に行くことの楽しみを知ってもらい、図書館の利用啓発となるように努めます。

（２）地域における読書活動の具体的な取組

家庭から始まった読書活動が継続されるためには、子どもの行動と同じように家庭から地域へ広がる必要があり、地域全体での読書活動の推進が大切となります。

①ボランティアの育成と連携による読み聞かせ活動の充実を図ります。

②子どもの読書にかかわる施設の読書環境の整備に努めます。

③地域文庫や家庭文庫への団体貸出により、図書資料の充実と活動の支援や連携に努めます。

④子どもと密接にかかわる保護者や祖父母に向け、ＨＰやブログ、市広報紙、図書館だより等を通じて図書館の魅力を発信し、図書館利用の啓発に努めます。

２．子育て支援施設等における子どもの読書活動の具体的な取組

乳幼児期の子どもにとって、本との出会いは大人の介在なくしては成り立ちません。子どもと本を出会わせることに大人が無関心であったり、出会わせるための知識や手段を持っていなければ、子どもは本と出会う機会が極めて少なくなります。子どもが自発的に読書を楽しむようになるには、乳幼児期からの環境づくりや大人の積極的な働きかけが重要であり、これらの啓発活動の実施とあわせて各施設の児童図書の質、量の両面においての充実に取り組みます。

（１）認定こども園等

①図書館を利用しながら絵本の充実に努め、いつでも子どもたちが絵本を手に取り、絵本に出会い、親しみ、楽しむ場を多く持てるようにします。

②園だよりを通じて、保護者に子どもたちの興味や年齢にあった絵本の情報提供や、保育活動の中での様子を知らせるなど、本が受入れやすくなるような取組を行います。また、家庭で読書の機会を増やすことの重要性が保護者にも伝わるように広報活動の強化に努めます。

③子どもたちが保育教諭等や友達と一緒に、絵本の世界で心通わせる体験ができる読書活動を推進するため、子どもの読書の知識、読み聞かせの技術などの向上を図る研修を行います。

（２）子育て学習センター

①職員やボランティアによる読み聞かせを定期的に行い、読書機会の活性化に努めます。

②保護者が乳幼児期から読書の大切さや読み聞かせの必要性を学べる機会を設けます。

③家庭の中で家族みんなが読書をする姿を目にすることができるように、保護者や家族への読書の啓蒙と広報活動を行います。

（３）児童館

①親子で絵本に親しめる場所を提供し、子どもだけでなく保護者にも読書の楽しさを伝える啓発活動を行います。

②図書館やボランティアグループと連携を図りながら、「おはなし会」等読み聞かせのイベントの充実を図ります。

（４）アフタースクール

①紙芝居や折り紙、工作の本等子どもの興味に合わせた本の補充を行います。

②指導員が読書活動を推進するために、子どもの読書についての知識や情報、読み聞かせの技術等の向上に努めます。

３．小・中学校における子どもの読書活動の具体的な取組

学齢期の子どもにおいては、自主的・主体的に学ぶ力を身に付けることが大切です。子どもたちは、調べ学習など目的をもって読書をすることで、自ら学び自ら考える力を養い、自己を表現する力を身につけます。

また、読書を通して、新しい知識の獲得だけでなく、喜びや感動、共感等の体験により心の栄養を補うことができるとも言われています。

子どもたちは、本を資料として活用する方法を身につけるとともに、自分の生活体験に基づいて本の内容を客観的に理解する力を養い、時には本を心の糧とする等、それらの体験を繰り返すことで、生涯にわたって本をパートナーとしていくことができます。

学校は、子どもたちが学習や読書活動を通じて、読書に親しむ態度を育み、読書習慣を形成していくうえで、非常に大きな役割を担っています。

（１）小学校

①読み聞かせボランティアや地域ボランティア、ＰＴＡに支援を求め、読み聞かせやブックトークを行うなど、朝の読書タイムや全校一斉の読書活動の時間を工夫し、豊かな読書体験ができる取組の充実を図ります。

②家庭読書の日や読書週間にテレビやゲームの時間を減らし、家族と一緒に読書を楽しむ時間や、家族で読んだ本のあらすじや感想を話し合う機会を持っていただくことを勧めます。

③読書通帳を活用し、読書習慣が確立するように意識づけと意欲づけを行います。

④学校図書サポーターや地域ボランティア、ＰＴＡ等の支援を受け、本の紹介コーナーや掲示物の工夫、室内の整理を行い利用しやすい快適な図書室の整備を行います。
　また、市立図書館での借受図書の配送についてもＰＴＡや地域ボランティアの協力を得ながら、子どもの身近にいつでも図書があるように工夫を行います。

⑤市立図書館と連携して調べ学習等での図書資料の充実を図り、本から知識を得る方法を身につけられるように学習を進めます。

⑥読書量の多い児童を「読書マイスター」とする認定制度の取組や読書マイスターが「みんなにすすめたい一冊の本」を紹介するＰＯＰの展示について、図書館と連携を行い、児童の読書意欲を喚起し、読書活動の活性化を継続して推進します。

（２）中学校

①継続して朝の 10 分間読書等、全校一斉の読書活動に取り組みます。

②生徒会の図書委員会活動を活発化し、学校図書館や読書に対する興味や関心を高めるための活動や、読書の意義について書かれた図書の充実に取り組みます。

③図書委員と共に利用しやすい快適な図書室の整備を行い、多くの生徒が学校図書館を気軽に利用できるようにします。また、ＰＴＡや教職員の理解を深め学校全体での取組を目指します。(開館時間の確保、授業での利用等)

④市立図書館と連携して調べ学習等での図書資料の充実を図り、本から知識を得る方法を身につけられるように学習を進めます。

⑤読書通帳を活用し、読書習慣が確立できるように意識づけを行います。

⑥読み聞かせボランティアと連携し、ブックトークやビブリオバトルなどの読書イベントによる読書活動の充実を図ります。

⑦読書量の多い生徒を「読書マイスター」とする認定制度の取組や読書マイ

スターが「みんなにすすめたい一冊の本」を紹介するＰＯＰの展示について、図書館と連携を行い、生徒の読書意欲を喚起し、読書活動の活性化を継続して推進します。

４．図書館における子どもの読書活動の具体的な取組

（１）読書環境づくりに向けての図書資料の整備

子どもたちの心の中に一生涯残る喜び、楽しみを与えてくれる質のよい図書が、子どもたちの心健やかな成長を支えることになるため、良質の図書資料の選定と収集・提供を行います。

また、乳幼児をはじめ、さまざまな年代のニーズを把握し図書資料の選定・収集に努めます。

（２）読書環境づくりに向けての施設整備

子どもの成長に応じたおすすめの図書コーナーの設置や子どもにわかりやすい資料配架の工夫、リラックスして親子で楽しんで図書が閲覧できるスペースを確保するための工夫等、読書環境の整備に努めます。また、中・高校生のティーンズが気軽に利用できるように、該当世代の意見を取り入れヤングアダルトコーナーの充実に努めます。

（３）読書活動支援に向けたサービスの促進

①啓発・広報

（ア）子どもが誕生する家庭に対して、保護者が抱っこして行う読み聞かせの意義について情報提供を行います。さらに、市内全ての出生児を対象として、４か月児健診時に絵本をプレゼントする「ブックスタート事業」での啓発活動を一層充実させます。また、健康課・子育て学習センターなど関係機関と連携し、絵本の大切さや絵本が乳幼児に与える役割について伝えていきます。そのための本の選び方、読み聞かせの方法等についても保護者に伝えていきます。

併せて、０歳から楽しめる絵本を充分に揃え、保護者や保育者等がいつでもブックスタート用の絵本が手に取れるように「ブックスタートコーナー」の充実を図ります。

（イ）図書館のコーナーを利用して、「子ども読書の日」や「読書週間」などとあわせて、おすすめの図書を展示するなど、子どもや保護者に解りやすい情報提供に努め、読書活動の重要性や意義等について普及・啓発を図っていきます。

（ウ）図書館職員おすすめの図書のリストを、子育て学習センターや児童館、

認定こども園、小・中学校等に配布します。取り上げた本は、館内にも展示し、手軽に本を選んでもらえるように配架します。

（エ）関係機関や地域文庫・家庭文庫、ＰＴＡ等と連携し、図書館を利用したことのない児童・生徒に対して積極的な働きかけを行います。

（オ）図書館の情報発信を行っているホームページや図書館ブログの掲載内容の充実を行い広報活動の強化を図ります。その中で、子ども向けの事業や子ども向けの図書館情報も発信していきます。

（カ）読書通帳の配布

小中学校へ読書通帳を配布しています。読書通帳には読んだ本の題名や感想を記入することで、読書の記録を残すことができます。幼児期には、保護者や家族が読み聞かせをした本を記入することで、成長の記録とすることができるものです。小中学生では、読書通帳の記録が増えることにより、達成感を味わうことができ、読書意欲の向上、読書習慣の確立につなげていきます。

（キ）家庭読書の日（毎月 23 日）、家読（うちどく）の広報活動

親と子どもが一緒に読書をする家庭読書の日（毎月 23 日）や家読（うちどく）を推進するためのスローガンの策定や標語募集による優秀作品の掲示などの取組により広報活動の強化を図ります。

（ク）図書館を利用したことのない市民や読書への関心が薄い市民への働きかけ

子どもたちが本に興味を持つためには、親世代が本に興味を持つことが効果的であり、その世代の市民が目的を問わず図書館に足を運ぶ動機を生み出す取組が必要で、そのために従来の図書館イメージに囚われないアイデアを募集し、読書への関心を高め、図書館に足を運んでいただけるような取組を検討していきます。

②読書活動行事の充実

（ア）来館した子どもたちに、おはなしの楽しさを体験させ本への興味を引き出せるように、ボランティアによる絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング等の「おはなし会」を定期的に開催していきます。併せて、出先機関等への「出張おはなし会」も行います。

（イ）保護者にも関心を持ってもらえるように、保護者向けの子ども読書推進

講演会、講座等を引き続き開催していきます。

（ウ）幼児、小・中高生等の個人や団体による図書館見学や職場体験、インターンシップの受入れを行い、図書館の役割や利用の仕方について理解が深められるようにいたします。

（エ）「子ども司書養成講座」を引き続き開講し、子ども司書の目線でお薦めの図書を紹介する活動や異年齢間で読み聞かせをする子ども司書たちを養成していきます。

（オ）親子で参加できる図書館を利用したイベントを計画し、図書館を身近な施設として継続して利用していただくための取組を行います。

③障がいがある子どもに対するサービスの充実と資料の整備

（ア）障がいのある子どもが読書を楽しむことができるように、布絵本、大型絵本や大活字本、録音資料、点字本などを整備します。

（イ）点訳ボランティア等と連携して点字資料や録音資料の充実に努めていきます。

（ウ）特別支援学校等からの訪問や職場体験、インターンシップなどを受け入れ学校との連携を進めます。

④中高校生（ヤングアダルト）サービスの充実

（ア）中・高校生のティーンズ向け図書の充実を図り、本への関心や興味を呼び起こすようなヤングアダルトコーナーの充実に努めます。

あわせて、平成 26 年度から実施しているビブリオバトルでは、中学生の部を設け読書活動を発表する場としています。引き続き実施するとともに、小学生、高校生からの参加についても広く呼びかけを行います。

（イ）中学校や高校へ出向き、おすすめ図書のリスト配布やブックトークを実施し、ヤングアダルトサービスにかかわる活動を図書館外でも展開します。

⑤団体貸出による施設支援

各図書館で積極的に取り組んでいる学校等での調べ学習の支援や学校の読書活動に必要な図書の提供などの団体貸出について、一層の支援を行います。

また、子育て学習センターや各種教育機関、地域の公民館、地域・家庭

文庫等にも状況に応じた団体貸出を実施し、図書館以外での施設の図書整備を支援します。

⑥レファレンス機能の充実

子どもや保護者が図書館職員に気軽に相談できる体制と職員が的確なアドバイスが行えるように資質の向上を目指します。あわせて資料の充実と多様なサービスの提供によりレファレンス機能を充実させます。

⑦職員の資質向上

児童サービスを行うには、子どもの本に関する豊富な知識と子どもの発達に関する知識などの専門性を必要とすることから、県立図書館等の研修会に積極的に参加し職員の専門性の向上を図ります。

また、市内６図書館で、同じサービスが提供できるよう、研修の充実・職員の自己研さんに努めます。

（４）学校等との連携・協力

図書館職員が、学校等子どものいる場所へ出向いて、ストーリーテリングやブックトーク、読み聞かせを行います。

また、調べ学習の支援と図書の貸出を積極的に行い、学校等がそれらの資料を有効活用できる体制を整えます。

（５）図書館サポーターの養成・連携

今後も図書館サポーターの養成講座を引き続き行い、図書館サポーターと図書館職員が連携し各学校や施設へ出向き、絵本の読み聞かせやブックトーク等の活動が積極的に行えるように、図書館サポーターの養成及び連携に努めます。



第５章　第３次計画推進のための関係機関等の連携・協力

１．推進体制

丹波市子ども読書活動推進計画策定後、子どもの読書活動にかかわる市の関係機関で構成する「丹波市子ども読書推進会議」では、情報の共有や、活動の進捗状況などを話し合ってきました。今後も、連携・協力して子どもの読書活動を推進するとともに、市内で活動されている読み聞かせボランティアグループ等とも情報を共有し、様々な取組を行っていく必要があります。

２．連携・協力

（１）図書館と関係機関等との連携・協力の推進

①家庭への支援・連携

（ア）４か月児健診時に実施しているブックスタート事業では、絵本をひらき優しく語りかけ赤ちゃんと一緒に過ごす豊かな時間を共にすることの幸せについて伝えていきます。

（イ）子どもの読書の大切さを広く知ってもらうためには、子どもだけでなく、保護者にも働きかけていくことが必要です。認定こども園等や小・中学校の保護者等が、子どもの本や読書、読み聞かせについて学ぶことができるように図書館主催で行う講演会、講座への参加を呼びかけます。

②子育て支援施設等との連携・協力

団体貸出や園児などの図書館見学を積極的に受け入れます。また、読書に関する相談に応えるほか、図書館職員が各施設を訪問し、読み聞かせや、図書館利用の周知を行うなど、各施設や教育機関との連携を強化していきます。

さらに、親と子どもが一緒に読書をする家庭読書の日（毎月 23 日）や家読 （うちどく）を推進するためのスローガンや標語を活用した広報活動においても連携を図ります。

③学校との連携・協力

図書館では、現在学校教育活動の一環として、図書館見学やトライやる・ウィークを積極的に受け入れるとともに、団体貸出、調べ学習用資料の貸出も行っています。また、学校図書館利用の活性化を図るべく、資料の選書や配架等についてアドバイスをするなど協力体制を維持していきます。

また、図書館職員は、積極的に学校等へ読み聞かせやブックトークなどに出向き、学校との連携・協力に努めます。

小・中学校へは、引き続き読書通帳を配布します。読書通帳の記録が増えることにより達成感を味わうことができ、読書意欲の向上、読書習慣の確立につなげていきます。

親と子どもが一緒に読書をする家庭読書の日（毎月 23 日）や家読（うちどく）を推進するために連携を図り広報活動の強化を行います。

「読書マイスター」認定制度の取組についても、学校、教育委員会、図書館が連携し、児童生徒の読書意欲を喚起し、読書活動の活性化を推進するとともに、一人一人の読書の質的・量的な充実を図ります。

④ボランティア、地域・家庭文庫、ＰＴＡとの連携

読み聞かせボランティアグループや図書館サポーター、地域・家庭文庫、ＰＴＡとの連携を図り、読書環境の整備に努めます。

⑤地域住民、民間団体との連携

地域において任意で子ども読書にかかわる活動をされている方や子どもの読書に関心のある市民、読書活動にかかわるイベントや移動図書館等を実施されている民間団体についての情報収集を行い、情報交換や相互協力が行える連携体制など協働による取組を行っていきます。

⑥図書館間の連携、協力、ネットワーク

利用者が求める資料が市内６図書館にない場合は、相互貸借で市外の図書館から資料を取り寄せることにより利用者へのサービスに対応しています。今後も、兵庫県立図書館や県内・外の図書館等と連携、協力を図り、迅速に利用者の要求に応えられるように努めます。

⑦関係機関との連携、協力

丹波市市民プラザ内の関係機関とおはなし会やビブリオバトル、子ども読書にかかわる講座等について、連携した取組の実施に向けて協議を行います。

（２）子育て支援施設等と関係機関との連携・協力の推進

①家庭への支援・連携

園だよりなどを通じて、保護者にも子どもの読書の楽しみや読書をすることの意義について理解を深めてもらえるように働きかけます。

②各子育て支援施設等の連携・協力

認定こども園等、子育て学習センター、児童館、アフタースクールと相互に連携を図り、合同おはなし会、未就園児との交流会の開催とあわせて、絵

本、紙芝居の貸出を行い、関係施設や機関と連携・協力を図ります。

③ボランティアとの連携・協力

子育てサポーターなどのボランティアと協働し地域での読書活動を展開します。また、読み聞かせボランティアグループのメンバーが継続して活動できるように、新しいメンバーを養成するための支援を行います。

（３）学校と関係機関等との連携・協力の推進

①家庭への支援・連携

「学校だより」「学級通信」などを発行し、学校での読書活動や家庭での読書の重要性を伝えます。また、推薦図書の情報等を提供し学校と家庭が連携し、双方から子どもに対する効果的な読書指導を展開します。

②ＰＴＡ、ボランティアとの連携

児童・生徒への読み聞かせや学校図書館の運営、図書の整理などを推進するため、ＰＴＡを通じ学校図書サポーター、読書活動支援ボランティアの募集と連携に努めます。

③子育て支援施設等との連携・協力

小学生や子ども司書などによる子ども園等への読み聞かせ活動を行い、異年齢交流を図ります。



第６章　第３次計画推進のための啓発・広報

１．「子ども読書の日」等における事業の実施

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の規定により設けられた「子ども読書の日」（４月 23 日）については、「広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める」という趣旨に基づき、適切な事業の実施が望まれています。

図書館をはじめ子どもの読書にかかわる関係機関が、それぞれに連携することにより、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を企画実施し、子どもの読書活動の推進についてのＰＲに努めます。

２．啓発・広報の推進

子どもの読書活動を充実させるためには、保護者や関係者に限らず、広く市民にその意義や必要性などをＰＲすることにより、市民全体に子どもの読書活動に対する理解や意識を高める必要があります。

また、読書の啓発だけでなく、読書時間を作るという点からもテレビやゲームの時間を減らし、家族全員で読書をすることや読み聞かせを推進することが大切です。ひとりでも多くの市民や子どもにかかわる人に、様々な機会を捉えて、子どもの読書の大切さを伝え、理解を深めることができるよう努めていきます。

（１）図書館における啓発・広報の推進

①図書館ホームページ、図書館ブログ、行政情報誌「広報たんば」の図書館コーナー等を活用し、読書活動に関する情報を市民に発信します。
また、児童書の新刊案内やおすすめ本の紹介など、子どもたちに向けた情報発信も行っていきます。

②子ども読書推進講演会・講座等を通して、読書の楽しさや大切さを広く市民に伝えます。

③図書館を利用したことのない児童・生徒に対しての働きかけを積極的に行います。

④親と子どもが一緒に読書をする家庭読書の日（毎月 23 日）や家読（うちどく）を推進するため、スローガンの策定や標語募集による優秀作品の掲示などに取り組み、家読（うちどく）の広報活動を行います。

（２）子育て支援施設等における啓発・広報の推進

園だより等を通じ、保護者への意識啓発と情報発信に努めるとともに、家庭読書の時間を持っていただくための啓発活動を行います。

（３）学校等における啓発・広報の推進

「図書室だより」・「学校だより」・「学級通信」などを通じて、学校での読書活動の様子を伝え、家庭での読書や読み聞かせの実施を呼びかけます。

（４）読書通帳の啓発・広報の推進

家庭における継続的な読み聞かせの記録として活用するほか、子どもたちの読書意欲を高め読書習慣づくりの用具として、小・中学校と連携して読書通帳の活用を促進します。



《用語解説》

用　語	用語説明	備考
アフタースクール	丹波市内において保護者が就業などにより、昼間、家庭にいない小学生に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るもの。	P9, P10 P18, P25
異年齢交流	小・中学生が幼児に本を読んだり、紙芝居をする等、様々な交流により、絵本に触れる機会を取り入れる取組。	P26
家読（うちどく）	「家読（うちどく）」は、「家庭読書」の略語。「家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深める」ことを目的にした読書運動。	P7, P16 P21, P24 P25, P27
家庭読書の日	子どもの読書活動の推進に関する法律において、子ども読書の日が4月23日とされている。丹波市においても毎月23日を家庭読書の日として家庭での読書を推進する日としている。	P7, P8, P11 P16, P18 P21, P24 P25, P27
司書教諭	学校図書館の運営・活用について、中心的な役割を担う司書教諭の講習を修了した教諭。12 学級以上の学校に、必ず配置しなければならない。	P12
ストーリーテリング	語り手が物語を覚えた上で、子どもたちに語ること。	P13, P21 P23
相互貸借（制度）	図書館の相互協力のひとつで、利用者の求めに応じて図書館同士で資料の貸借をすること。	P25
団体貸出	市立図書館が、丹波市内にある学校や認定こども園、読み聞かせボランティアグループ等の団体に貸出するサービス。貸出冊数：40冊まで　貸出期間：28日以内（通常個人貸出：10冊　14日以内）	P12, P17 P22, P23 P24
登録者率	図書館の利用者カードを持っている人の比率 ※登録者数／人口＝登録者率	P14, P15 P31
読書通帳	本を読み始めた日、読み終わった日、本の名前、ひとこと感想などを記録していく通帳。50冊読むと満期。平成27年度より読書を推進する取組の一つとして導入。	P11, P12 P13, P19 P21, P25 P28
読書マイスター	丹波市の各学校で、実施期間中に小学校低学年50冊以上、高学年25冊以上、中学生10冊以上を読んだ児童生徒を読書マイスターとして申請により認定し、認定証を交付する制度。	P11, P19 P25

図書館サポーター	館内の図書整理、図書の宅配サービス等、図書館の運営を支援いただくボランティアのこと。	P8，P14 P23，P25
パネルシアター	不織布などを貼った板（パネルボード）に専用の紙、布で作った人形や絵を貼り、歌やお話を進めていく貼り絵の芝居。	P13
ビブリオバトル	書評合戦のこと。参加者が読んで面白いと思った本を持って集まり、一人５分程度で順番に本を紹介し、それぞれの発表後に参加者全員でその発表やその本の内容に関する意見交換を行い、最後にどの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で決定する。ゲーム感覚で本に関心を持つことができ、読んでみたいと思える本に出会える機会が増える効果がある。	P13 P19 P22 P25
ブックスタート事業	丹波市健康センター「ミルネ」で行われる４か月児健診等の機会に、市内に生まれたすべての赤ちゃんと保護者を対象にメッセージを伝えながら絵本をプレゼントする運動。手渡した絵本が、家庭で赤ちゃんと保護者が絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけとなる。	P7，P8 P14，P16 P20，P24
ブックトーク	特定のテーマに沿って、本の内容を関連付けながら数冊の本を紹介すること。	P10,P13 P18，P19 P22，P23 P24
未就園児	保育所等に通所せずに家庭で保育されている学齢前の児童。	P25
ヤングアダルト（サービス）	主に中学･高校生を対象とした資料提供サービスのこと。広義では、小学高学年から大学生までを含めていることがある。	P15,P20 P22
有効登録者率	図書館の利用者カードを持っている人の内、１年間の間で実際に資料を借りたことのある人（有効登録者）の比率　※有効登録者数／人口＝有効登録者率	P14,P15 P31
よもよもシリーズ	丹波市立図書館職員手作りのお薦めの本の紹介冊子とチラシ。「よもよもえほんの芽」（3 才～6 才向き）、「よもよもおはなしのつぼみ」（小学１・２年生向き）、「よもよもものがたりの花」（小学 3～6 年生向き）、「よもよも読書の実」（中学生・高校生向き）がある。	P12
レファレンス	読書相談、資料相談を含め、情報を求めている利用者に情報提供や情報源となる資料を提供すること。	P23

【資料１】

丹波市子ども読書活動推進計画目標値

（図書館目標数値）

目標とする項目	平成 21 年度 実績	平成 27 年度 実績	令和元年度 実績	令和 7 年度 目標値
0 歳から 18 歳人口一人あたりの年間貸出冊数	7.7 冊	8.3 冊	8.0 冊	10.0 冊
0 歳から 18 歳の登録者率 （該当年齢登録者数／ 該当年齢人口×100）	58.7%	57.8%	54.2%	60.0%
0 歳から 18 歳の有効登録者率（該当年齢実利用登録者数／該当年齢人口×100）	28.8%	24.1%	20.9%	25.0%

【資料２】

丹波市子ども読書活動推進会議設置規程

（設置）

第１条　丹波市子ども読書活動推進計画に関する施策について検討するとともに、その円滑な推進を図るため、丹波市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　子どもの読書活動推進施策（以下「読書活動推進施策」という。）に関すること。

（２）　読書活動推進施策に関し、関係機関との調整に関すること。

（３）　その他読書活動推進施策に関し、必要な事項に関すること。

（構成及び委員）

第３条　推進会議は、次に掲げる関係機関をもって構成する。

（１）　教育委員会教育部学事課

（２）　教育委員会教育部学校教育課

（３）　健康福祉部子育て支援課

（４）　市立小学校

（５）　市立中学校

（６）　健康福祉部健康課

（７）　中央図書館

２　推進会議の会議（以下「会議」という。）は、前項に規定する関係機関の代表者が指名する者をもって構成する。

（会議）

第４条　会議は、中央図書館副館長が必要に応じて招集し、会議の座長となる。

２　座長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

（庶務）

第５条　推進会議の庶務は、中央図書館において処理する。

（その他）

第６条　この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成 23 年４月１日から施行する。

（丹波市子ども読書活動推進計画策定チーム設置要綱の廃止）

２　丹波市子ども読書活動推進計画策定チーム設置要綱（平成 22 年丹波市教育委員

会訓令第４号）は、廃止する。

附　則（平成 26 年３月 25 日教委訓令第４号）

この要綱は、平成 26 年４月１日から施行する。

附　則（平成 27 年５月 26 日教委訓令第６号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成 29 年３月 29 日教委訓令第２号）

この規程は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則（平成 30 年５月 30 日教委訓令第１号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年３月 27 日教委訓令第３号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

【資料３】

丹波市子ども読書活動推進会議委員名簿

役職	氏名	課名等	職名
委　員	小玉　文奈	教育部　　学事課	主事
委　員	森田　礼子	教育部　　学校教育課	係長
委　員	廣瀬　慎一	健康福祉部　子育て支援課	係長
委　員	上月　明生	市立小学校（図書代表） （春日部小学校）	校長
委　員	梅垣　浄子	市立中学校（図書代表） （柏原中学校）	主幹教諭
委　員	中尾　真樹 磯野　晴菜	健康福祉部　健康課	主任保健師 保健師
オブザーバー	細見　正敏 藤原　泰志	（オブザーバー）　～R3.2.14 （オブザーバー）　R3.2.15～	図書館長 図書館長
座　長	山内　邦彦	（座　長）	図書館副館長
庶　務	大西　英幸	（庶　務）	係長
庶　務	福井　敦美	（庶　務）	主幹

【資料４】

丹波市子ども読書活動推進計画（第３次）策定の経過

実施年月日	実施項目	協議内容
令和２年７月 22 日	第１回丹波市子ども読書活動推進会議	・子ども読書推進活動計画（第３次）の策定について ・第２次推進計画での成果と課題について
令和２年 10 月１日	第２回丹波市子ども読書活動推進会議	・子ども読書活動推進計画（第３次）について
令和２年 12 月 17 日	第３回丹波市子ども読書活動推進会議	・子ども読書活動推進計画（第３次）について
令和２年 12 月 21 日	総務文教常任委員会	・子ども読書活動推進計画（第３次）策定について
令和２年 12 月 22 日	丹波市定例教育委員会	・子ども読書活動推進計画（第３次）策定について
令和３年１月 13 日	丹波市立図書館協議会	・子ども読書活動推進計画（第３次）について
令和３年２月４日～３月３日	パブリックコメント	・子ども読書活動推進計画（第３次）のパブリックコメント実施
令和３年３月 25 日	丹波市定例教育委員会	・子ども読書活動推進計画（第３次）について



CHIGTAN

The TAMBA-RYU

丹波市子ども読書活動推進計画（第３次）
発行：丹波市教育委員会（丹波市立中央図書館）
住所：丹波市氷上町常楽２３３番地